

警務甲達第 37号
平成17年9月12日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察部内公募実施要綱の制定について

現下の警察を取り巻く環境は厳しく、複雑多様化する犯罪に的確に対応し、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、人的資源を最大限に活用していかなければならない。

このような状況の中で本県警察においては、職員の自発的な希望に基づき、公募ポストへ抜擢配置することにより、職員の持てる能力を最大限に発揮する機会を与え、職員の帰属意識や参画意識を高めるとともに、組織の活性化及び実績向上を図ることを目的として、部内公募制度を実施することとした。

については、別添のとおり「福井県警察部内公募実施要綱」を定め、平成18年春の定期人事異動から同制度を実施することとしたので、その趣旨を部下職員に周知徹底されたい。

別添

福井県警察部内公募実施要綱

第1 目的

この要綱は、職員の自発的な希望に基づき、当該職員を公募ポストへ抜擢配置する部内公募制度について、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 公募ポストの基準及び選定方法

公募ポストは、職員の意欲、能力等により、組織の実績が向上するポストについて、各部長の推薦により、本部長が選定するものとする。

第3 対象職員及び応募資格

部内公募制度の対象となる職員は、警部補（同相当職を含む。）以下の職員のうち、別に定める日を基準日として現所属配置期間及び現階級在級期間が1年以上の者で、第2により選定された公募ポストに必要な資格要件を満たすものとする。

第4 応募方法

部内公募に応募しようとする職員（以下「応募者」という。）は、別に定める応募書類を作成の上、当該書類により、本部の警務課長を経て本部長に応募するものとする。

第5 選考方法及び決定通知

- 1 公募ポストへの配置の選考は、本部長が当該応募者の勤務実績、実務能力、応募理由、抱負等について総合的に判断し、行うものとする。
- 2 公募ポストへの配置の決定通知は、応募者に対しては人事異動通知書により、公募ポストを分掌する所属長（以下「配置先所属長」という。）に対しては人事異動趣意書により行うものとする。

第6 公募ポスト配置者に対する実績評価

配置先所属長は、本部長から公募ポストに配置した職員の勤務実績、勤務状況等について報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、部内公募制度の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。